

## 担保不動産競売・強制競売申立必要書類一覧表

和歌山地方裁判所民事部執行係

※各資料の余白に、鉛筆もしくはマーカーペンで物件番号をお書き下さい。

必要書類	数量	備考
申立書	1部	
申立印紙	4,000円	担保権・債務名義1個につき
登録免許税		【原則】請求債権の合計額(1,000円未満切捨)の1000分の4(100円未満切捨) 申立時に収入印紙または領収証書で添付(後納可) ※事件が取下げや取消しになった場合には、別途納付が必要となります。
予納郵便切手		【基本】16,500円分(500円,100円,94円,84円,2円を各20枚、20円,10円を各30枚) ※当事者が多数の場合は、追納していただく場合があります。
民事執行予納金	70万円	物件多数の場合等は増額。納付後に開始決定発令
債務名義	正本1部	執行力のあるもの【強制競売の場合】
送達証明書	原本1部	債務名義の送達証明書【強制競売の場合】
公課証明書	原本1部 写し2部	評価証明書は不可(固定資産税・都市計画税記載のもの)。 ただし、事案により、評価証明書を併せて提出していただく場合があります。
不動産登記事項証明書	原本1部 写し2部	・原則1ヶ月以内のもの ・申立建物だけの申立の場合(マンション等)は底地のものも必要 ・申立土地上に目的外建物が存在する場合は、その建物のもも必要 (目的外建物が未登記の場合は、その旨の上申書(原本1部、写し2部))
住民票(または住所を証するに足りる文書)	原本1部	・原則1ヶ月以内のもの ・債務名義や登記簿と氏名・住所が異なる場合は、両者の繋がりがわかる住民票除票や戸籍の附票等も必要【個人番号(マイナンバー)の表示のないものを提出してください。】
商業登記事項証明書 または代表者事項証明書	原本1部	当事者が法人の場合(申立債権者は代表者事項証明書でも可) ・原則3ヶ月以内のもの ・商号変更・住所変更等がある場合は、その記載のあるものも必要 ・債務者及び所有者が法人の場合に限り、写し2部も必要
代理人許可申請書・委任状・職員証明書	各1部	弁護士以外の者を代理人として申し立てる場合 (代理人許可申請書には、500円の収入印紙を貼付する)
その他の証明書	1部	(例) ・当事者が破産している場合→破産管財人証明書(破産者の住所も記載する)又は、破産開始決定謄本(ただし、破産者が法人の場合で、商業登記事項証明書等で破産管財人の氏名等が確認できる場合は不要) ・相続財産の場合→相続財産管理人選任証明書又は、審判書謄本等
物件案内図	2部	目的物件を特定し、その所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面、目的物件の写真等
不動産登記法第14条の地図及び建物所在図、地積測量図	各2部 (写しで可)	・14条地図がない場合は公図を、建物所在図がない場合は建物図面を提出する ・建物だけの申立の場合(マンション等)は底地のものも必要 ・申立土地上に目的外建物が存在する場合は、その建物のもも必要
上申書	原本1部 写し2部	・上記書類で提出できないものがある場合は、その旨の上申書 ・申立土地上に建物が存在しない場合は、その旨の上申書
特別売却意見書	1部	特別売却に異議がないという意見書
競売続行決定申請書	1部	公租公課庁の滞納処分差押えがある場合のみ
現況調査・評価に参考となる資料	2部	現況評価の結果を申立債権者が有する場合や、土壌汚染の有無に関する調査データ等があれば提出

上記は原則的な必要書類です。特別な事案についてはお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

073-428-9933(本庁・不動産競売係直通)

0739-22-2824(田辺支部・不動産競売係直通)

0738-22-0006(御坊支部・代表)

0735-22-2007(新宮支部・代表)